

返戻金について

第1条（紹介者）

乙が選考して甲が採用決定した人材は下記の通りとする。

入社日：平成 年 月 日

氏 名：〇〇〇〇〇

住 所：〇〇〇〇〇

第2条（成功報酬）

有料職業紹介基本契約書に定める成功報酬は次の通りとする。

成功報酬 〇〇〇〇〇円

消費税 〇〇〇〇〇円

ご請求金額 〇〇〇〇〇

第3条（成功報酬の返金）

1. 入社日を起算日として

① 1ヶ月以内に退職した場合 80%返金

② 3ヶ月以内に退職した場合 50%返金

2. 成功報酬の返金に関して

① 乙指定の返金依頼書に必要事項、署名・捺印をした物を乙へ提出。

② 乙が事実確認を紹介者に行い、本契約第8条1.2に該当する場合は返金承諾書を速やかに甲へ提出。

③ 甲は返金承諾書に覚書第3条①から③に記載の本件該当返金額と本契約第8条6の振込日を請求書に記載し乙へ提出。

④ 乙は振込日までに甲の指定口座へ振込による支払を行うものとする。

3. 紹介料の返金は、採用後本人に帰すべき事由を持って紹介者が貴社を退社する場合のみ適応とする。